

浜田市統一的な基準に基づく財務書類作成等業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称

浜田市統一的な基準に基づく財務書類作成等業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 業務の目的

本業務は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総財務第 14 号平成 27 年 1 月 23 日総務大臣通知）等を受け、総務省から示された「統一的な基準」による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書（以下「財務書類」という）の作成と公表、並びにその補助簿として必要な固定資産台帳の整備を行うものである。

併せて財務書類を活用した資産債務の把握や財政運用への活用、住民への情報公開、及び固定資産台帳を用いた今後の公共施設等マネジメント業務への活用を行うものである。

3 準拠する諸法令等

本事業の実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、以下の関係法令及び諸規定に基づいて実施するものとする。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年号外政令第 16 号）

(3) 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成 26 年 4 月 30 日総務省報告）

(4) 統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 27 年 1 月 23 日総務省報告）

(5) 地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書（平成 28 年 10 月 21 日総務省公表）

(6) 地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書（平成 30 年 3 月 30 日総務省公表）

(7) 地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成 31 年 3 月 27 日総務省公表）

(8) 地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書（令和 2 年 3

月総務省公表)

(9) その他関係法令、諸規則等

4 委託業務の内容

(1) 複式仕訳変換表作成

帳簿の記載方法について、単式簿記に加えて複式簿記を取り入れるために、歳入歳出予算科目を基に変換定義の作成を行う。

ただし、予算科目単位で集計した歳入歳出データに対し1仕訳とせず、歳入歳出伝票の各伝票に対して1仕訳となるよう作成を行う。

また、当市の財務会計システムから出力される各種データ(予算科目・執行伝票ほか)について、歳入歳出決算書及び歳入歳出歳計外現金と齟齬がないことの確認を行い、原則として、次のルールを採用すること。

ア 一義的に特定可能な場合

統一的な基準による地方公会計マニュアル財務書類作成要領(以下「財務書類作成要領」という。)の別表6-1歳入科目(特定)・別表6-2歳出科目(特定)に従って複式仕訳を作成すること。

イ 複数仕訳候補がある場合

財務書類作成要領の別表6-3歳入科目(仕訳複数例)・別表6-4歳出科目(仕訳複数例)に従って複式仕訳を作成すること。

(2) 固定資産台帳の更新

当市の所有する全ての資産を対象とした台帳の更新を行う。また、更新にあたっては、次の業務を行うこと。

ア 資産異動の調査

会計年度内の固定資産の異動について、前年度末時点の固定資産台帳を基に各所管課へ調査を実施し、内容の確認を行うこと。必要に応じてヒアリング等を行うなど、受託者の業務実施経験に基づいて当市の固定資産台帳の精度向上につながる方法を実施すること。

イ 資産増減に関連する執行伝票の抽出・調査

歳入歳出伝票を基に、資産の増減が関連すると考えられる伝票を抽出し、各所管課に対して必要な資料の収集を依頼すること。

各所管課の資料を全て確認し、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に従って資産計上の判断を行うこと。なお、総務省マニュアルに記載のない事項については受託者の業務実施経験に基づいて資産計上の判断を行うこと。

ウ 固定資産台帳の更新

上記「ア資産異動の調査」「イ資産増減に関連する執行伝票の抽出・調査」の結果をもとに固定資産台帳を更新し、令和6年度末時点の固定資産台帳を作成すること。

ただし、固定資産台帳については全ての資産一覧に加えて、当年度の変動要因及び変動金額が明確に記載された帳票を作成すること。

(3) 資産負債の把握及び資産負債内訳等の作成

財務書類作成要領の別表4資産負債内訳簿についての記載事項を基に、当市が保有する資産負債について、決算書類及びヒアリングにより残高を確認し、その内訳を適切に認識すること。

(4) 決算整理仕訳の作成

取引の認識基準について、現金主義に加えて発生主義を取り入れるために、次のとおり資産負債内訳簿の作成並びに非資金仕訳の作成を行うこと。

ア 資金仕訳の個別仕訳作成

「4(1)イ複数仕訳候補がある場合」において歳入歳出伝票に対して複式仕訳を一義的に特定できない（複数候補がある）取引に対して、当市に適切な複式仕訳を作成すること。

イ 非資金仕訳の作成

「4(3)資産負債内訳簿の作成」及び「4(4)イ非資金仕訳の作成」においては、財務書類作成要領（総務省）の別表7非資金仕訳例を基に、当市に適切な非資金仕訳を作成すること。

ウ その他複式仕訳の作成

「4(3)資産負債内訳簿の作成」、「4(4)ア資金仕訳の個別仕訳作成」、「4(4)イ非資金仕訳の作成」のほか、純資産変動計算書における内部変動に関する仕訳・臨時的な取引における科目振替仕訳・特定財源に関する科目振替仕訳など、当市の財務書類をより適切に作成するための仕訳作成を行うこと。

(5) 連結対象団体の科目組替

連法定決算書（公営企業会計・公益法人会計など公会計とは異なる会計基準による財務書類）が作成されている団体・会計においては、「連結財務書類作成の手引き（総務省）」に定められた連結科目対応表に準拠したうえで、受託者の業務実施経験に基づき、勘定科目の読替えを行うこと。

なお、連結対象団体の決算書を受託者の業務実施経験に基づいて確認したうえで、浜田市財務書類への影響度について報告すること。

(6) 相殺消去仕訳の作成

「4 (5) 連結対象団体の科目組替」において、法定決算書の公会計基準への修正並びに純計処理（単純合計と内部取引の相殺消去等）を行うこと。なお、公会計財務書類に加えて各会計・団体の法定決算書を根拠として取引内容まで把握したうえで修正・相殺仕訳を作成すること。

(7) 財務書類の作成

一般会計等・全体会計・連結会計において、財務書類・附属明細書・注記表を作成すること。

ただし、連結会計の附属明細書においては、統一的な基準による地方公会計マニュアル連結財務書類作成の手引きに記載の範囲で作成すること。

(8) 公表用資料の作成

議員や住民向けの公表用資料の作成を行うこと。また、各種分析指標の提示・分析内容の報告や県の調査に対応可能な資料等の作成・報告を行うこと。

(9) その他

ア 国、県等の調査に関すること

国、県等の公会計に関する調査等に対し、専門的見地から適正な作成・助言・指導を行うこと。

イ 分析活用に関すること

公共施設等総合管理計画等の公共施設マネジメントへの活用を見据えた固定資産台帳の更新や財務会計システムと地方公会計システムとのデータ連携など、本市と相談の上、具体的な活用の提案を行うこと。

ウ 質疑応答に関すること

市の質疑応答に対し、専門的見地から適正な助言・指導を行うこと。

エ 国の動向及び他団体の事例等の情報提供支援に関すること

国、県などの動向や他自治体の取組など、本業務の遂行に必要な情報収集・提供に努めることとする。また、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成 27 年 1 月総務省)等の更新が行われた場合は、速やかに本業務にも反映させるとともに、上位方針との整合を図ること。

5 履行体制

- (1) 円滑な事業の実施・監査対応等を配慮し、専任の公認会計士を業務責任者に配置すること（再委託による配置は認めない。）。
- (2) 業務担当者には、本業務同様の業務実施経験を有する者を配置すること（再委託による配置は認めない。）。
- (3) 本業務は、限られた期間において、制度に基づいた正確な財務書類の作成に関して適正な助言・指導・作成を必要とする業務であるため、本市と同規模以上の地方公共団体において、統一的な基準に基づく発生主義会計・複式簿記による財務書類作成業務の実績を有した体制を構築すること。

6 成果品及び納入物件について

- (1) 財務書類【一般会計等・全体会計・連結会計】
- (2) 附属明細書【一般会計等・全体会計・連結会計】
- (3) 注記表【一般会計等・全体会計・連結会計】
- (4) 固定資産台帳
- (5) 固定資産分析
- (6) 財務書類公表用資料
- (7) その他作成根拠データ（仕訳帳・総勘定元帳・残高試算表・連結精算表等）

※すべての成果品について当市が編集可能な様式(Microsoft Word/Excel)で納入すること

7 成果品の瑕疵

業務完了後に、成果品に不良箇所が発見された場合は速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。また、これに要する費用は受託者の負担とする。

8 成果品の帰属及び守秘義務

本業務における成果品は、すべて当市に帰属するものとし、業務の遂行上知り得た事項について漏らしてはならない。また、当市の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務実施に当たって任意のシステムを使用することは可能であるが、本業務には「システム使用料」及び「システム移行業務」も含まれる点に留意すること。（契約締結後に追加契約等は認めない。）
- (2) 本業務実施に必要なデータは、当市が利用する財務会計システム等から出力される Excel データ等を提供する。なお、出力データは、受託者のシステムに取込むための加工及び編集は原則行わない。
- (3) 公営企業会計（法非適）である農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計は、令和 6 年 4 月 1 日に法適用したため、これらの特別会計における固定資産は、財務書類上の固定資産台帳から除去すること。
- (4) 当市が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための適切な調整・検討を行うこと。
- (5) 事業開始の属する月の初日において、引き続き 5 年以上営業を営んでいる者であること。
- (6) 本業務の契約にあたり、受託者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。
- (7) 仕様書に定めのない事項については、双方の協議に基づいて定めるものとする。